令和８年12月【トラック運送事業者】向け
時間外労働の上限規制等に関するオンライン説明会

群馬労働局労働基準部監督課

対象業種	トラック運送事業	トラック運送事業
開催日	12/8	12/14
曜　日	火	月
時間帯	14:00～16:30	14:00～16:30
対象事業場所在地（管轄署）等	太田、桐生	伊勢崎分庁舎、桐生、太田、沼田、藤岡、中之条
説明担当署	太田署	藤岡署

自動車運転の業務についても、2024 年（令和 6 年）4 月から時間外労働上限規制が適用されております。

本年 12 月、群馬労働局は上記のとおり、トラック運送事業者向け「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》をオンライン方式で２回開催いたします。

ご希望があれば、発着荷主の立場の方も参加可能ですので、参加について積極的にご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、本年度、委託事業を活用した説明会の開催は、今回をもって終了となりますので申し添えます。

※ 多くの関係事業者に案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記受託事業者あてお問合せくださるようお願いいたします。（事業場の所在地に限定されず、定員に余裕がある場合にはいずれの説明会に参加することも可能です。）

【案内状発送・お申込み受付・お問い合わせ受付等運営対応】

受託事業者　（株）日本能率協会マネジメントセンター

『令和８年度 時間外労働の上限規制等に関する説明会事務局』

TEL＜03-6362-4825＞ ※平日 10:00～12:00、13:00～17:00

E-mail：jogenkisei-support@jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp

【申込方法】時間外労働の上限規制説明会専用 HP URL から

＜https://jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp/＞　又は　FAX 申込

【説明項目】（ 開始から２時間 30 分を予定 ）

1　トラック運送事業の働き方改革について
2　労働安全衛生規則の改正等について
3　トラック運転者の改善基準告示について
4　同一労働同一賃金に係る取組等について

以　上